# 協議５号

長野市立学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

<table>
<tr><th>事　　項</th><th>説　　明</th></tr>
<tr><td>１　改正の理由</td><td>長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、改正するもの</td></tr>
<tr><td>２　改正の内容</td><td>主な内容は、次のとおり<br>(1) 長野市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正（第１条関係）<br>通勤のため自動車等を使用することを常例とする学校職員に対して支給する通勤手当の月額を次のように定める。
<table>
<tr><th>自動車等を使用する距離</th><th>額</th></tr>
<tr><td>片道２キロメートル未満</td><td>2,460円</td></tr>
<tr><td>片道２キロメートル以上100キロメートル未満</td><td>2,460円に２キロメートルを超える距離が１キロメートル増すごとに 680円を加えた額</td></tr>
<tr><td>片道 100キロメートル以上</td><td>69,100円</td></tr>
</table>
(2) 長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正（第２条関係）<br>単身赴任手当に係る届出等について所要の条文整備を行う。<br>(3) 長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正（第３条関係）<br>教員特殊業務手当のうち、週休日等における部活動の指導に係るものの日額を 2,700円から 3,900円に引き上げる。</td></tr>
<tr><td>３　施行期日</td><td>令和８年４月１日から施行する。</td></tr>
<tr><td>４　審議状況</td><td>(1) 総務部総務課との協議　　３月２３日<br>(2) 教育委員会法規審査会の決定　　月　　日</td></tr>
</table>

# 長野市立学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則（案）

（長野市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

第１条　長野市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成22年長野市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第４条の次に次の１条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第４条の２　条例第12条の４第１項第２号に規定する教育委員会が定める額は、次の表に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、当該区分に掲げる額とする。

| 自動車等を使用する距離 | 額 |
|---|---|
| 片道２キロメートル未満 | 2,460円 |
| 片道２キロメートル以上 100キロメートル未満 | 2,460円に２キロメートルを超える距離が１キロメートル増すごとに680円を加えた額 |
| 片道 100キロメートル以上 | 69,100円 |

（長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第２条　長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成27年長野市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、教育委員会において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として教育委員会が別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第８条に後段として次のように加える。

前条第３項に規定する場合においても、同様とする。

第９条第１項中「者が離職し、」を「者が離職した日（教育委員会が定める場合にあっては、当該離職した日以降の日で教育委員会が定める日）」に改める。

（長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第３条　長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和57年長野市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第４号中「 2,700円」を「 3,900円」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

長野市立学校職員の通勤手当に関する規則　新旧対照表【第１条】

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
○長野市立学校職員の通勤手当に関する規則<br>
平成22年４月９日長野市教育委員会規則第７号<br>
第４条　略<br>
２・３　略<br>
（自動車等使用者の支給額）<br>
第４条の２　条例第12条の４第１項第２号に規定する教育委員会が定める額は、次の表に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、当該区分に掲げる額とする。
<table>
<tr><th>自動車等を使用する距離</th><th>額</th></tr>
<tr><td>片道２キロメートル未満</td><td>2,460円</td></tr>
<tr><td>片道２キロメートル以上100キロメートル未満</td><td>2,460円に２キロメートルを超える距離が１キロメートル増すごとに680円を加えた額</td></tr>
<tr><td>片道100キロメートル以上</td><td>69,100円</td></tr>
</table>
</td><td>
○長野市立学校職員の通勤手当に関する規則<br>
平成22年４月９日長野市教育委員会規則第７号<br>
第４条　略<br>
２・３　略<br>
（新設）
</td></tr>
</table>

長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則　新旧対照表【第２条】

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則<br>平成27年３月27日長野市教育委員会規則第８号<br>（届出）<br>第７条　略<br>２　略<br>３　第１項の規定にかかわらず、教育委員会において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として教育委員会が別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。<br>（確認及び決定）<br>第８条　教育委員会は、学校職員から前条第１項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第12条の９の学校職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定する。前条第３項に規定する場合においても、同様とする。<br>（支給の始期及び終期）<br>第９条　単身赴任手当の支給は、学校職員が新たに条例第12条の９の学校職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、単身赴任手当を受けている学校職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職した日（教育委員会が定める場合にあっては、当該離職した日以降の日で教育委員会が定める日）又は死亡した日、単身赴任手当を受けている学校職員が同条の学校職員たる要件を欠くに至った場合においてはその日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第７条第１項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日 | ○長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則<br>平成27年３月27日長野市教育委員会規則第８号<br>（届出）<br>第７条　略<br>２　略<br>（新設）<br>（確認及び決定）<br>第８条　教育委員会は、学校職員から前条第１項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第12条の９の学校職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定する。<br>（支給の始期及び終期）<br>第９条　単身赴任手当の支給は、学校職員が新たに条例第12条の９の学校職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、単身赴任手当を受けている学校職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、単身赴任手当を受けている学校職員が同条の学校職員たる要件を欠くに至った場合においてはその日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第７条第１項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| であるときは、その日の属する月）から行うものとする。<br>2　略 | <br>2　略 |

長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則　新旧対照表【第３条】

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則<br>昭和57年３月30日長野市教育委員会規則第７号<br>（教員特殊業務手当の額）<br>第４条　（１）～（３）　略<br>（４）　条例第14条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第３号イ又はウに該当するもの　3,900円<br>（５）　略 | ○長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則<br>昭和57年３月30日長野市教育委員会規則第７号<br>（教員特殊業務手当の額）<br>第４条　（１）～（３）　略<br>（４）　条例第14条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第３号イ又はウに該当するもの　2,700円<br>（５）　略 |